

令和2年6月18日(木)午前9時から和木町役場議事堂において、第3回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員(10名)

| | | |
|-----|-------|-----|
| 1番 | 津島宏保 | |
| 2番 | 栗本詠子 | |
| 3番 | 嘉屋富公 | |
| 5番 | 上田丈二 | |
| 6番 | 灰岡裕美 | |
| 7番 | 上岡富士夫 | |
| 8番 | 小林秀嘉 | |
| 9番 | 森脇明美 | |
| 10番 | 中村充子 | 副議長 |
| 11番 | 兼本信昌 | 議長 |

○説明のため出席した者

| | | |
|----------|------|-------|
| 町長 | 米本正明 | |
| 副町長 | 河内洋二 | |
| 企画総務課長 | 田中雅彦 | |
| 税務課長 | 吉岡司 | |
| 住民サービス課長 | 坂本啓三 | |
| 都市建設課長 | 村岡辰浩 | |
| 保健福祉課長 | 森本康正 | |
| 教育長 | 重岡良典 | 教育委員会 |
| 事務局長 | 渡邊良平 | 〃 |

○会議に従事した職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 田中敬子 |
| 書記 | 松島久子 |

開 会 9時 00分

議 長 日刊いわくに、中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

議 長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配布をしてありますとおりです。

議 長 日程第1 議案第28号 令和2年度和木町一般会計補正予算(第3号)について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

議 長 灰岡裕美君

灰岡議員 本6月定例会に上程されました第28号議案「令和2年度和木町一般会計補正予算(第3号)」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

議会は今回の補正予算の歳出で、議会運営事業として今年度予算化されておりました視察研修費100万円、内訳として旅費60万円及びバス借上げ料40万円の削減を求めました。

これまで議会では、地方自治体を取り巻く様々な環境の変化に柔軟に対応するため、財政問題や防災、議会改革など幅広い課題をテーマとした研修を受講し、議員の質の向上を目指し、議会活動や政策提案に活かしてきました。

また委員会活動の更なる充実を図るため、議員全員で本町と同じ規模の先進地域に行政視察を行い、学んだ見識や先進事例を地域住民の暮らしや地域づくりのために発信をしてきました。

現在、新型コロナウイルス感染症につきましては、国や県、

各自治体が様々な対策を講じ対応しております。和木町も第1弾、2弾、3弾と生活支援を行っております。今後の感染状況の見通しが立たないなか、議会は今年度の委員会視察を中止し削減した100万円を、是非、町の感染症対策に役立てていただきたいと考え提出いたしました。

削減された財源は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮している方や支援の行き届かない所、経済立て直しのために努力される事業者のために使っていただくようお願いいたします。

最後に町職員の方々には、町民の皆さまが再び安心して生活できますよう一日も早い収束に向け、緊張感を持ってきめ細かな対処をお願いして、賛成討論とさせていただきます。

議 長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第28号 令和2年度和木町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2 議案第29号 令和2年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第29号 令和2年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第30号 和木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第30号 和木町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

- 議 長 日程第4 議案第31号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第31号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手
- 議 長 したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第5 議案第32号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議 長 議案第32号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手

- 議長 したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第6 議案第33号 和木町税条例の一部を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議長 議案第33号 和木町税条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手
- 議長 したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第7 議案第34号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
- 議長 議案第34号 和木町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第35号 和木町手数料徴収条例の一部を
改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決
に入ります。

議 長 議案第35号 和木町手数料徴収条例の一部を改正する条
例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第36号 和木町国民健康保険条例の一部
を改正する条例について
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決
に入ります。

議 長 議案第36号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 議案第37号 和木町介護保険条例の一部を
改正する条例について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決
に入ります。

議 長 議案第37号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例
について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手

議 長 したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 議案第38号 関ヶ浜分館新築工事の変更契
約の締結について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第38号 関ヶ浜分館新築工事の変更契約の締結について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手

議長 したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に資するための和木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
これを議題とします。
提出者の説明を求めます。
中村充子君

中村議員 発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に資するための和木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について、提出理由のご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、町民生活、地域経済等へ多大な影響を与えていることに鑑み、令和2年12月31日まで議員報酬月額5%を6ヶ月減額する特例措置を講じるため、この条例案を提出するものです。

なお、発議第1号の賛成者として、森脇議員、小林議員、上岡議員、灰岡議員、上田議員、栗本議員、津島議員の賛成を得て提出しています。

以上、発議第1号の提出理由の説明を終わります。

ご審議の上、ご理解とご賛同の程お願い致します。

議長 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

議長 嘉屋富公君

嘉屋議員 私は、ただ今の発議に対して反対します。

何故なら、私達の報酬は町民の皆様の税金から出されているもので、その報酬をカットする場合は、議員が町や町民の皆様にご迷惑をお掛けしたり、名誉を傷つけたりした場合と考えます。

今現在、地方議会に於いて議員の成り手不足が問題視されています。和木町に於いても前回の選挙で、無投票という結果になりました。議員の報酬をカットする事により今以上に成り手不足になるのではないのでしょうか。

今後の和木町の政策維持を考えると、人材不足、成り手不足を補うためにも賛成できません。また、感染予防のため、委員会視察研修を取り止め、その費用100万円をコロナウイルス支援に充てると議員として捻出する事が議員全員一致で可決されました。それ以上の事を考えるのであれば、例えば、コロナ対策特別委員会を立ち上げて、家庭で余っているマスクがあれば、それを収集できる手段を考えたり、集めたマスクをこども園、小学校、中学校、もしくは、和木あいあい苑に寄贈するか、相手側に相談して十分足りているならば、今後のために町の備蓄にすとか、また議会からの100万円の使い道を把握する等、議員として、また議員だからこそできる事を行うことが優先的だと考えます。

さらに、コロナウイルスの2波、3波がどうなるのか分からない、今の時点で議員の報酬を半年間カットして支援するのではなく、計画的に物事を進めていき、これ以上はどうにもなら

令和2年第3回(6月)定例会
ない時に最終手段として、議員の報酬をカットするのなら賛成
しますが今がその時ではないと思います。

以上のことから、今回の発議に対し反対いたします。

議長 他に討論はありませんか。

議長 森脇明美君

森脇議員 それでは、議員発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策
に資するための和木町議会議員の議員報酬の特例に関する条
例の制定に対して、賛成の立場により討論いたします。

まず始めに本条例案は、和木町議会議員の大半の賛同の下、
議員提出議案として上程されました。令和2年7月から12月
までの6ヶ月間における議員報酬月額を5%減額するもので、
住民の代表として、住民に寄り添う議会として、報酬減額は当
然だと考えます。

この新型コロナウイルス感染症については、国内において4
月に全都道府県の区域を対象とする緊急事態宣言が出され、解
除はされたものの日常生活は大きく様変わりし、現在その第2
波、第3波さえ心配されています。和木町民の暮らしにも深刻
な影響を与え、議会も町側と協力し切迫する町民生活支援のため、
多くの施策提案を行ってきました。その中で、議会が今すぐ
出来ることの「一つの方策」として、町が行う新型コロナウイルス
感染症対策事業の一助となればとの思いで、この報酬削
減案が提案されたのです。

さて、このコロナウイルス禍において、二元代表制の一翼を
担う町議会、そして議員はどのような行動を取るべきか、その
中でも議員報酬削減に関してはどう考えるか、議会運営委員会
や全員協議会において闊達に議論してきました。その議論の内
容を紹介させていただくと、「多くの町民が影響を受けている
今、議員自らが身を切り、町民との痛みを分かち合う姿勢が大事
だ」また「議員報酬は生計を保障するものではないが、その報
酬が実質生活給的性格を持つ議員もいるなか、報酬削減はいか

がなもののか」或は「議員報酬削減の趣旨は理解できるが、更なる追加案も考えるべきでは」など多くの意見が出されました。

これら様々な意見が活発に飛び交い、議論が深まる中、議員報酬削減に対しては、他市町議会が行うから私たちも議員報酬削減を行うという追従の意味合いは全くなく、町民のために即効性のある対策として、和木町議会として何が提案できるかというその一点により決定したものです。

最後に、今回の議会からの提案により創出された財源は、本町が行う新型コロナウイルス感染症対策事業に対し、有用なものとしていただくようお願いいたします。併せて、この新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束し、私たち住民の日常生活が再び安心安寧となるよう強く願い、賛成討論とさせていただきます。

議長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に資するための和木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数

議長 したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 議員派遣について
お手元に配布しておりますとおり、会議規則第126条の規定により、議員を派遣いたしますのでご了承願います。

議 長 日程第14 特定事件の付託について
各常任委員会および議会運営委員会には、お手元に配布して
おりますとおり、次の定例会まで引き続き、特定事件の調査研
究を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、各常任委員会、および議会運営委員会には、次
の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いた
しました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は
すべて終了いたしました。

議 長 おはかりします。
これで令和2年第3回和木町議会定例会を閉会したいと思
いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和2年第3回和木町議会定例会を閉会
いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 9 時 2 4 分